

北海道内 7 空港特定運営事業等募集要項等について

1. 募集要項の概要

(募集要項とは)

- ・事業内容など、民間事業者の募集・選定にあたって、「実施方針」をベースに策定
- ・第 1～4 章は 4 空港管理者（国・北海道・旭川市・帯広市）別、第 5 章は公募等に関する共通事項で構成

事業の目的

- ・基本施設とビル施設の一体運営による機動的な空港運営の実現
- ・道内 7 空港の一体的な運営による北海道全体の広域観光の振興と地域経済の活性化

対象空港

- ・道内 7 空港 国管理 4 空港（新千歳・稚内・釧路・函館）、市管理 2 空港（旭川・帯広）、道管理 1 空港（女満別）

【第 3 章 帯広空港編】

事業期間

P3-5

- ・30 年間（合意延長・公共延長オプションで最長 35 年間）

事業方式

P3-7

- ・空港の運営等（空港運営事業）とターミナルビル等に係る事業（ビル施設等事業）を一体運営
 - 空港運営事業 ▶ 運営者の指定
 - ビル施設等事業 ▶ 株式譲受（帯広空港ターミナルビル（株）の株式を 100%取得）

利用料金

P3-9

- ・運営者は、着陸料やテナント料等を自由に設定・收受可能
- ・駐車料金のみ、料金の設定・変更には市長の承認が必要（帯広市空港管理条例第 26 条第 3 項）

費用負担

P3-9

- ・基本施設とビル施設の一体運営による効果等を見込んでも独立採算での経営が困難なため、市が経費の一部を負担（公的負担）する「混合型」の手法を採用
- ・運営者は、実施契約に定めが無い限り、次の 2 項目以外のすべての費用を負担
 - ① 更新投資に係る公的負担
 - ② 運営に係る公的負担

事業の範囲

P3-10

- ・空港運営等事業 ・ビル施設等事業 ・環境対策事業
- ・提案事業（北海道の広域観光の振興に関する事業ほか）
- ・その他附帯する事業（駐車場施設事業・協議会への出席等） ほか

更新投資

P3-14

- ・運営者が実施する更新投資工事
 - 運営指定対象施設（国・市所有）…国又は市に帰属
 - 非運営指定対象施設（ビル所有）…運営者に帰属
- ・市が実施する更新投資工事
 - 滑走路工事（平成 32 年 10 月 31 日まで）
 - 誘導路工事（平成 35 年 10 月 31 日まで）

職員の派遣

P3-15

- ・運営者が希望する場合、運営者の費用負担で市の職員を派遣（土木・電気・運用担当）

【第 5 章 共通編】

参加資格

P5-2

- ・単体企業又は複数の企業によって構成されるグループ（コンソーシアム）
- ・一定規模の商業施設・公共施設・貨物取扱施設等の運営実績を有すること ほか

公募の手續

P5-7

- ・審査委員会の設置 有識者等で構成し、国が設置。7 空港の提案を一体的に審査
- ・第一次審査 資格審査通過後、審査結果を受けて 3 者まで選定
- ・第二次審査 資格審査通過後、審査結果を受けて優先交渉権者等を選定

審査委員

P5-16

- ・全体パート 管理者枠※で帯広市副市長が審査（※4 管理者で 1 枠）
- ・個別パート 帯広市からは副市長と梶原雅仁氏（帯広商工会議所副会頭）が審査

追加株主枠

P5-20

- ・実施契約締結後、空港運営事業開始日まで、本議決権株式※の保有比率 10% を上限として第三者に対し本議決権株式の新規発行が可能

※運営者の発行する株式で、株主総会の決議で議決権を有する株式

2. 今後のスケジュール(予定)

※網掛けは市議会関連

平成 30 年	4 月 25 日	募集要項の公表	公募～選定プロセス
	5 月 24 日	産業経済委員会（募集要項の報告）	
	8 月 16 日	第一次審査書類の提出期限	
	9 月頃	第一次審査結果の通知	
平成 31 年	9～4 月頃	競争的対話（一次審査通過者との協議）	
	5 月頃	第二次審査書類の提出期限	
	7 月頃	優先交渉権者の選定（審査結果の公表）	
	7～8 月頃	産業経済委員会（審査結果の報告）	
	8 月頃	基本協定の締結 ～ SPC 設立	
平成 32 年	9 月	9 月定例会（運営者の指定（提案））	
	10 月頃	運営指定日 ～ 実施契約の締結	
	1 月 15 日	ビル施設等事業開始	
平成 33 年	6 月 1 日	新千歳空港運営事業開始	順次開始
	10 月 1 日	旭川空港運営事業開始	
平成 33 年	3 月 1 日	その他 5 空港運営事業開始（帯広空港含む）	
}	}	}	
平成 61 年	9 月頃 (運営指定日 から 30 年後)	事業期間の終了（延長オプション最大 5 年）	

3. 選定基準の概要

(選定基準とは)

- ・優先交渉権者を選定するための方法及び評価基準等を示したもの
- ・4管理者共通事項として、募集要項と併せて公表

選定方法

P3~

- ・国が設置した審査委員会で一括して審査
- ・4管理者は、審査委員会における評価を受け、優先交渉権者等を選定

審査基準及び配点

P8~

- ・第一次審査は全体パート・対価等パート
- ・第二次審査は全体パート・個別パート（7空港別）・対価等パートで実施
- ・対価等パートは提案額から自動計算で採点
配点 × (負担軽減額の提案額 / 提案者中の負担軽減額の最大額)

	第一次審査		第二次審査	
	全体パート	全体パート	全体パート	個別パート
A 全体事業方針 ・戦略的事業方針 ・旅客・貨物・路線の目標値等	20点	20点	5点×7空港=35点	
B 空港活性化 ・航空ネットワークの充実 ・広域観光の振興	30点	50点	10点×7空港=70点	
C 事業実施体制等 ・安全・保安に関する方針 ・業務体制（職員派遣含む）	20点	30点	—	
D 地域との連携 ・地域事業者等との連携施策 ・地域との共生（騒音対策等）	—	—	5点×7空港=35点	
E 財務計画 ・収支計画・事業計画・資金調達等の現実性・合理性等	7点	30点	—	
A~E 小計	77点	130点	20点×7空港=140点	
F 対価等パート(運営権対価等) ・国管理空港…運営権対価 ・地方3空港…公的負担軽減額	23点 国管理空港 20.7点 旭川空港 1.1点 帯広空港 0.5点 女満別空港 0.7点	80点 国管理空港 72.0点 旭川空港 3.7点 帯広空港 1.9点 女満別空港 2.4点		
合計	100点		350点	

4. 効果及び効率性に関する評価

(効果及び効率性に関する評価とは)

- ・帯広空港運営事業等に関して、見込まれる効果や効率性について市の評価として公表するもの

(評価の内容)

1 事業概要

- (1) 事業名称 帯広空港運営事業等
- (2) 施設名称 帯広空港
- (3) 空港管理者 帯広市長 米沢則寿
- (4) 事業内容 ほか (実施方針および募集要項の概要と同様)

2 定量的評価

定量的評価に必要な事業内容は、優先交渉権者の提案内容により定まることから、最終的な評価は現時点では困難であるため、本事業に係る定量的評価は優先交渉権者選定時に行う。

なお、現時点において、ビル施設等事業との一体運営等による収支改善効果として、事業期間全体で約23億円が見込まれ、優先交渉権者からの提案により、更なる公的負担軽減効果が期待される。

3 定性的評価

- ① 民間の資金及び経営能力の活用による一体的・機動的な経営の実現
 - ・空港基本施設・ビル施設・附属する利便施設（駐車場施設事業等）などの運営主体の統合
- ② 複数空港の一体的運営による相乗効果の実現
 - ・広域観光の振興
 - ・十勝及び北海道全体の航空輸送需要の拡大
- ③ 空港利用者等に対する良質なサービスの提供
 - ・民間の知識や技術の活用による利便性・快適性を有したサービスの提供
- ④ 効率的な事業運営の実現
 - ・良質なサービスを効率的に提供する運営者を選定
 - ・官民の適切なリスク分担による効率的な事業運営
- ⑤ 長期・継続的な事業運営の実現
 - ・実施契約に基づいた30年間の長期・継続的な事業運営
 - ・安定的かつ戦略的な空港経営を通じた、利用者等のニーズに応じた柔軟なサービスの提供

4 総合的評価

本事業を実施することで、運営者の資金、創意工夫及びノウハウを一括して活用することが可能となり、公的負担軽減効果のほか様々な効果が期待できる。